

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年7月11日

**【四半期会計期間】** 第7期第1四半期(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)

**【会社名】** 株式会社エルテス

**【英訳名】** Eltes Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 菅原 貴弘

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

**【電話番号】** 03 - 6550 - 9280 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 松林 篤樹

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

**【電話番号】** 03 - 6550 - 9280 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 松林 篤樹

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第1四半期 累計期間	第6期
会計期間	自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日
売上高 (千円)	382,324	1,379,977
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	8,542	170,014
当期純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	9,934	104,027
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	751,078	751,078
発行済株式総数 (株)	2,544,000	2,544,000
純資産額 (千円)	1,564,328	1,574,263
総資産額 (千円)	1,728,597	1,927,582
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 ( ) (円)	1.95	23.13
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	21.43
1株当たり配当額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	90.50	81.67

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等については記載しておりません。
2. 当社は第6期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第6期第1四半期累計期間にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
5. 当社は、平成28年7月30日付で普通株式1株を100株に分割し、平成29年6月1日付で普通株式1株を2株に分割しております。これに伴い、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額、1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 第7期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
7. 1株当たり配当額については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 業績の状況

当社のソーシャルリスク事業が属するインターネットビジネス業界は、引き続き成長を遂げており、スマートフォンを主要なデバイスとしてソーシャルメディアの利用機会は拡大を続け、様々なサービスが展開され継続的に新たな需要が創出される状況にあります。

これに伴い、ソーシャルメディアを用いたマーケティング活動や求人活動などWeb上での企業の情報発信がますます重要視されるとともに、ソーシャルメディアにおける対応が企業評価に大きな影響を与えることから、これに起因するリスクを管理し有効に活用するため、当社サービス領域への関心も、ますます高まっております。

このような環境下、当社は「リスクを解決する社会インフラの創出」をミッションに、ソーシャルメディアに起因するリスクに係る豊富な実績とノウハウの蓄積を基に、他社との技術面や営業面での連携強化を推し進めるとともに、新規領域である企業内のログデータを分析することで情報漏洩等のリスクを予兆するリスクインテリジェンスサービスの拡販を図りました。また、新規顧客獲得のためのマーケティング関連費用やオペレーションの効率化を推進するための体制構築に先行的に費用を投下しました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は382,324千円、営業損失は8,458千円、経常損失は8,542千円、四半期純損失は9,934千円になりました。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はありません。

#### (2) 財政状態の分析

##### (資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は1,728,597千円となり、前事業年度末に比べ198,984千円減少いたしました。この主な減少要因は現金及び預金の減少181,664千円、その他の流動資産の増加16,981千円、投資その他の資産の減少24,272千円によるものであります。

##### (負債)

当第1四半期会計期間末における負債は164,268千円となり、前事業年度末に比べ189,049千円減少いたしました。この主な減少要因は、未払法人税等の減少69,767千円、その他の流動負債の減少113,958千円によるものであります。

##### (純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は1,564,328千円となり、前事業年度末に比べ9,934千円減少いたしました。この減少要因は、利益剰余金の減少によるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は、5,277千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,800,000
計	8,800,000

(注) 平成29年4月12日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は8,800,000株増加し、17,600,000株となっております。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年7月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,544,000	5,088,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株 であります。
計	2,544,000	5,088,000		

(注) 平成29年4月12日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で1株を2株に分割いたしました。これにより株式数は2,544,000株増加し、発行済株式総数は5,088,000株となっております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年5月31日	-	2,544,000	-	751,078	-	727,528

(注) 平成29年6月1日付で1株を2株に株式分割し、これにより発行済株式総数が2,544,000株増加しております。

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,542,200	25,422	
単元未満株式	普通株式 1,800		
発行済株式総数	2,544,000		
総株主の議決権		25,422	

(注) 当社は、平成29年6月1日付で普通株式1株を2株に分割しておりますが、上記の表は株式分割前の株式数及び議決権の数を記載しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成29年3月1日から平成29年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年3月1日から平成29年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当第1四半期会計期間 (平成29年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,448,635	1,266,971
受取手形及び売掛金	164,027	158,018
その他	40,081	57,062
貸倒引当金	3,817	6,546
流動資産合計	1,648,926	1,475,505
固定資産		
有形固定資産	91,602	86,944
無形固定資産	18,106	21,472
投資その他の資産		
その他	171,622	147,689
貸倒引当金	2,675	3,015
投資その他の資産合計	168,946	144,673
固定資産合計	278,655	253,091
資産合計	1,927,582	1,728,597
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	14,896	18,286
1年内返済予定の長期借入金	16,656	9,996
未払法人税等	73,736	3,969
賞与引当金	-	10,454
その他	223,014	109,055
流動負債合計	328,302	151,761
固定負債		
長期借入金	25,016	12,507
固定負債合計	25,016	12,507
負債合計	353,318	164,268
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	751,078	751,078
資本剰余金	727,528	727,528
利益剰余金	95,656	85,721
株主資本合計	1,574,263	1,564,328
純資産合計	1,574,263	1,564,328
負債純資産合計	1,927,582	1,728,597



(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)
売上高	382,324
売上原価	161,125
売上総利益	221,198
販売費及び一般管理費	229,656
営業損失( )	8,458
営業外収益	
雑収入	7
営業外収益合計	7
営業外費用	
支払利息	91
営業外費用合計	91
経常損失( )	8,542
税引前四半期純損失( )	8,542
法人税、住民税及び事業税	1,448
法人税等調整額	56
法人税等合計	1,392
四半期純損失( )	9,934

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)
減価償却費	7,817千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額	1円95銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	9,934
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	9,934
普通株式の期中平均株式数(株)	5,088,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は平成29年6月1日付で普通株式1株を2株にする株式分割を行ったため、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

株式分割

当社は、平成29年4月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年6月1日付で、以下のとおり株式分割を実施いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,544,000株
今回の分割により増加する株式数	2,544,000株
株式分割後の発行済株式総数	5,088,000株
株式分割後の発行可能株式総数	17,600,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年6月1日

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

4. 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の行使価額を平成29年6月1日以降、以下のとおり調整いたしました。

新株予約権の名称	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第3回新株予約権 (平成28年2月15日取締役会決議)	1,200円	600円

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 7月10日

株式会社エルテス  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 田 亘 人

業務執行社員 公認会計士 井 上 道 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エルテスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第7期事業年度の第1四半期会計期間(平成29年3月1日から平成29年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年3月1日から平成29年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エルテスの平成29年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。